

## 第12号議案

**関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例制定の件**

関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月16日提出

関西広域連合長 井戸敏三

## 関西広域連合条例第 号

## 関西広域連合手数料条例の一部を改正する条例

関西広域連合手数料条例（平成24年関西広域連合条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表通訳案内士法関係の款(1)の項中「通訳案内士登録申請手数料」を「全国通訳案内士登録申請手数料」に、「通訳案内士の」を「全国通訳案内士の」に改め、同款(2)の項中「通訳案内士登録証訂正手数料」を「全国通訳案内士登録証訂正手数料」に、「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に改め、同款(3)の項中「通訳案内士登録証再交付手数料」を「全国通訳案内士登録証再交付手数料」に、「通訳案内士登録証の」を「全国通訳案内士登録証の」に改める。

## 附 則

この条例は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行の日から施行する。

